

第 3 回  
区 政 の 透 明 性 向 上 検 討 委 員 会

〔 平 成 1 6 年 9 月 1 7 日 〕

(午後7時00分 開会)

委員長 ただいまから、第3回区政の透明性向上検討委員会を開催いたします。

それではまず、議題について確認させていただきます。

議題(1)の「契約実態に関する調査結果」については、事前に配付した資料1と、本日席上に配付してあります資料1-2について、簡単に説明させていただきます。

次に、議題(2)の小委員会の報告ですけれども、第2回の終了後、委員会運営につきまして検討しました結果、委員会での効率的な検証と検討に資するために、機動的に調査及び作業を行うという小委員会、この委員会の設置要綱の第7条に基づきまして設置をさせていただきました。

小委員会は、行政情報のうち、非開示情報を扱うということもありますので、非公開とさせていただきました。

先日9月1日に開催していただきまして、区の契約事務の実態に関する把握を行っていただくとともに、本委員会での検証に必要な資料の整理等々を行っていただきました。この内容について、後でご報告をいただきたいというふうに思っております。

席上の小委員会における検討報告の資料ですが、この資料はまだ検討過程でありますし、未成熟であるということから、委員どまりということで、傍聴者のお手元には配付をしないというふうな形でございます。これは基本的には口頭ということで行っていただくという形になります。

それでは、傍聴の許可申請が出ておりまして、計7名の傍聴申請をいただいております。傍聴を許可して構いませんか。

(異議なし)

委員長 許可したいと思います。以後の傍聴申請についても同様に扱います。では傍聴者の方にお入りいただいて結構でございます。

(傍聴者入場)

委員長 それでは、第3回の区政の透明性向上検討委員会、会議次第に従いまして本日の議題に入りたいと思います。

議題の(1)番でございますが、「契約実態に関する調査結果」につきまして、事務局の方から簡単にご説明をい

ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

契約課長 私から説明をさせていただきます。簡潔にということですので、概要版、資料1-2、こちらの方を主に使いまして説明をさせていただきます。細かい統計資料等につきましては、資料1の方にございます。説明は省略をさせていただきます。

それでは、「はじめに」から、1ページから参ります。この調査書につきまして、まず事件に直接関連した平成15、16年度の契約の問題点につきましては、6月に報告書として整理を行ったものでございます。その後の調査課題といたしまして、他の契約全般にかかわる調査、公益法人における契約等についての検証が課題として残されておりましたので、今回以下の8項目について調査を行ったというものでございます。

まず1でございます。区の契約の実態。これは、総件数、15年度におきましては、2万4,484件でございました。このうち2万1,931件、これは契約課以外、各所管で30万円未満の契約について部長権限または課長権限として行われたもの、また、教育委員会につきましては、130万円まで委任してございますので、そちらのそれぞれ所管課で行ったものでございます。

契約課におきましては、全部で2,553件を扱ってございます。このうち指名競争入札で行ったものが557件、全体の21.8%ということでございます。随意契約が8割弱という状況でございます。

次に、指名競争入札案件について調査を行いました。これにつきまして、まず工事における指名競争入札でございますが、これは、実績といたしまして210件でございます。内訳は、記載のとおり、建築、土木等々でございます。

次に、2ページに参りまして、調査対象といたしましては今回、建築、土木、電気、空調、給排水の5業種のうち、高額なものをそれぞれ3件選びまして調査を行いました。

調査事項といたしましては、落札率、発注ランクと業者のランクの対応、指名業者選定の考え方について行っております。

調査所見といたしまして、まず落札率でございます。こ

れは、ほぼ97%から98%に集中しているという状況がございませう。これは、必ずしも競争性が確保されているとはいいがたいという所見でございませう。

次に、ランクの関係でございませうが、これもランクが一致していないものもある。ただ、履行という点では、上位等のランクを多く採用しておりますので、特に履行上の問題は生じないだろうというふうに見ております。

ただし、工事ランクというものを設けている本来の目的からしますと、一致するのが望ましいということで、このランクの見直しも検討すべきであるというものでございませう。

次が、指名業者選定の考え方、これにつきましては、後ほどご説明申し上げます8の検討課題の項目に整理をいたしましたので、ここでは省略をさせていただきます。

次は、物件、これは、物品購入と委託等における指名競争入札の実績及び現況でございませう。

競争入札で行った件数は347件でございませう。このうち半分は物品購入、残りが委託、保守、業務委託というものになってございませう。

物件に関する調査事例といたしましては、本文の方で17から18ページの方に2件、また、21ページから22ページにかけまして1件、それぞれ確認作業を行っております。

また、指名競争入札におきます取り扱い、これが工事と物件、違いがございませう。こういった入札制度の問題については、可能な限り物件についても工事と同様な取り扱いを検討すべきという所見でございませう。

次に、3ページに参ります。3、随意契約の取り扱いについてでございませう。

これは、最初の契約の実態のところでご説明申し上げますとおり、大半は随意契約というふうなことで行っております。全部で1,996件あり、そのうち1,517件は随意契約の規則で定める額を超えているという状況でございませうので、それについてそれぞれ調査を行いました。

その結果、理由としては、随意契約理由の本文の方に書いてございませうが、2から8のいずれかの自治法施行令の

理由に該当するというものでございます。

具体的調査対象といたしましては、工事については130万円以上の全案件、物件については2,000万円以上の60案件を行いました。

調査事項としては、随意契約の理由について調査いたしました。

調査所見といたしましては、工事については随意契約理由のより厳密な判断が必要とされる案件も見受けられるというものでございます。

物件については、12年度以前から随意契約で継続しているものが見られ、施設個々の事情も考慮した上で、円滑な運営と価格競争の追求について適正な判断を行い、改善をする必要があるというものでございます。

施設管理契約についてでございます。

こちらの方の具体的調査を行った調査所見といたしまして、4ページに参ります。こちらでは、総合庁舎の本館の清掃業務と、別館と、上目黒二丁目の文化公益施設、これを合わせたものという形で、本庁舎の清掃業務と別館を切り分けております。

これについては、新庁舎にかかわる清掃業務について、区内業者への発注機会を確保するという配慮によるものであるが、一体性のある建物を2つの業者に委託することとなり、管理上で煩雑な異例の契約方法となっているというものでございます。

次に、区民センター、美術館、ふれあい館の総合管理委託について検証いたしました。

その調査所見といたしましては、12社選定自体は、大型案件ということで、適切な判断が行われたと思われませんが、ただし、前年度発注の別の案件、めぐろ区民キャンパス総括管理委託と全く同じ業者の指名を行っているというふうな点が見られました。これについては、当然見直す必要があるだろうというものでございます。

次に、特異事例の検証ということで、低入札価格調査制度に該当する案件がございましたので、これについて調査をいたしました。

低入札調査といたしますのは、履行の確保を図るというこ

とと、ダンピングを防止するという意味から、一定額を定めまして、それを下回った入札について調査を行って、妥当であれば契約するというものでございます。

今回は、下目黒二丁目母子生活支援施設について行ってございます。これは東急建設が、今回の低入札の価格についてはおよそ80%程度を基準にしたわけなんですけど、それを下回るということで調査を行ったものでございます。

次に、5ページに参りまして、こちらの方の調査所見でございます。です。要綱に基づき一定の手続を踏んだ調査を実施しており、特段問題となる部分は見られません。しかし、低入札価格調査を実施するには、明らかにダンピングが行われたかどうかなど、細部にわたる調査が求められております。したがって、調査体制の整備をきちんと図っていく必要があるだろうということでございます。

次に、極端な低入札の案件について調査を行いました。これは、小学校の改築工事に伴う設計委託でございます。これは、一番低い価格で10万円という落札がございました。

この結果について調査を行ったわけなんですけど、特に財務上の問題も見られない。また、この案件についてはかなり低価格での競争が行われたということで、競争上やむを得ない入札価格ということで、この業者と契約をしております。

これの調査所見につきましてはかなり課題が残るということで、低入札価格の設定などの方法も当然必要だろう。また、設計業務については、価格のみの競争で契約相手を決定するという方式では、十分な契約目的を達成できない場合も想定されますので、プロポーザル方式、こういったものも検討する必要があるということで、この方式につきましては、16年度の発注から導入をいたしたものでございます。

次に、6ページの7でございます。公益法人における契約状況について、これは公益法人等の8団体の調査を行いました。このうち、高額な契約実績が残っております3団体について調査し、この結果を報告したものでございます。

次に、8、検討課題でございます。今回、区の契約全般

にわたる実態調査、抽出調査と、公益法人の契約実態調査を行い、具体的な所見についてはそれぞれの項目で記載いたしました。今回の調査結果と、前回6月に行いました調査結果の検討課題として指摘したものをあわせて整理をいたしましたのでございます。

まず、(1)契約全般についてでございます。としまして、契約にかかわる諸規定の見直し。前回の報告で契約手続の体系的整備として指摘した課題で、契約事務にかかわる規定について、透明性、公正性、競争性の面から、抜本的、体系的に見直す必要があるというものでございます。

次は、一般競争入札制度の導入でございます。現在、一般競争入札は導入していませんが、区の実態に即して可能な範囲での導入を図るべきだというものでございます。

次が、契約事務の効率化の推進でございます。インターネットなどITの活用を図り、事務の効率化を図る必要があるというものでございます。

次、番目、コスト削減等につながる契約制度の活用、これは、VE、低入札価格調査制度など、コスト削減につながる契約制度の活用を図る必要があるというものでございます。

次が、公共工事・契約適正化法への適切な対応。これは現在一定の制度的な対応はしておりますが、未実施の事項、特に第三者機関の設置、談合情報に関する取り扱い要綱の制定などについて、契約事務の適正化に向けて区の実態を踏まえ対応すべきであるとしております。

次が、指名競争入札についてでございます。これは、まずといたしまして、前回の報告で指名業者選定のあり方の見直しとして指摘した課題ですが、選定方法、選定業者数、発注ランクと業者ランクなどについて、恣意性や談合等不正行為の排除の視点から見直し、公平な指名を確保するというものでございます。

次は、指名業者選定委員会の有効活用でございます。これは、現在予定価格5,000万円以上の工事について、業者選定委員会を使っているわけなんです。この業者選定委員会の適用範囲について拡大を図って、選定の公平性を図る必要があるというものでございます。

次は、予定価格の適正算定。現在予定価格は業務所管課が算定した見積もり価格をもとに契約課で決定されておりますが、予定価格の事前公表制の導入などから、適正価格の算定は極めて重要事項でございます。したがって、こういったことを十分考慮した上で、これからはコスト削減などの面からも強く予定価格の適正化が求められているというものでございます。

次が、随意契約についてでございます。本来、随意契約は競争入札の例外として、その必要性が認められる場合に限り適用されるべきであり、安易にこの方法を用いるべきではない。適用に当たっては十分理由を検討する必要があるというものでございます。

次に、施設管理業務契約についてでございます。これにつきましては、競争性やコストの面から、その随意契約の運用について基本的な基準を設ける必要があるというものでございます。また、契約の段階で安定的な履行確保を図るため、債務負担行為の活用なども検討すべきとしております。

最後に、公益法人の契約についてでございますが、公益法人につきましては、本来法人自身の問題として自主的に公正性、透明性等を確保すべきであるが、それらの法人の出資者として必要な範囲での助言、指導を積極的に区として行うべきである。そのあり方について検討する必要があるというものでございます。

報告書としては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、この報告につきましてどうぞご自由にご意見をいただきたいと思っております。

委員 この報告書は、契約事務改善検討委員会でやったものですよね。責任者はどなたでしたか。

契約課長 収入役が委員長でございます。

委員 それで、一応透明性向上検討委員会は、契約事務改善検討委員会がこの前に出した報告がありますよね。それが言うならば役所内部での報告だということで、その報告書そのものも検討の課題としてやるということから発足しているという前提で我々は委員を委嘱されたというふうに思っているんです。そういうことで、この前の報告書の根拠



となった書類等の非開示となるべき書類等も含めて開示を求めたりして、この間ずっと議論をしているんです。

それで、そういう議論を一方でやっている中で、透明性向上検討委員会ではっきりした方向性が出る前に、役所の方で、また追ってこの報告書が出てくるということの意味が、率直に言って、ちょっとよくわからないんですが、その点について、まずご説明いただけませんか。

行革推進課長 この資料自体も、区の内部の検討委員会のものでして、本来でしたらば、予定では、6月中にお出しして、これも含めて検証していただくということで、その時期がおくれておりました。

8月24日に区の方として政策決定会議に報告してお出しできるようにになりましたので、それで、この間、小委員会をお願いしたときには、この原資料もあわせてお持ちして見ていただいておりますので、実態としては、これがまとまったものでございますけれども、小委員会の検証作業については、これも含めてやっていただいたということでございます。

委員 ただ、資料は資料で、そういう資料がまとまっているということは承知していますけれども、透明性向上検討委員会で十分議論をした上で、改善策等についてはこっちから提言をもらいたいというふうになっているわけですから、こういうレポートがどういう位置づけで出てくるのかが、率直に言ってよくわからない。

結局、資料というのは、報告にあわせて資料があるわけですから、そうすると、資料はこの前入っていますよということなのかもしれないけれども、むしろ透明性向上検討委員会の議論をやってくれという前提として、契約事務改善検討委員会の一応の報告はあるけれども、認識とすると、改善案的な部分もあるけれども、それについてはここで十分議論をして、言うならば外部の目から見てきちんとした提言をとということで、我々も来年の予算あるいは来年の契約等もにらみながら、かなり高速度で作業を進めているつもりなんです。これがぼんと出てくるということについて、率直に言って、ちょっと違和感があります。

総務部長 今お話し申し上げましたように、本来なら6月に出すべ

きものが少しおくれてきたということと、それから、これが具体的な検討の改善策というよりも、今まで内部で検討してきた調査をかなり総括的に粗いまとめですが、それを整理をしたという形でございまして、これで改善策が出てくるわけではございませんで、整理をして、そういった整理も含めて委員の方々に検討していただいて、提言をいただこうという趣旨でございますので、事前に出ていったということではないのでご理解をいただきたいと思います。

委員 　ただ、その6月の予定が8月までおくれたというのは、どうしてなんですか。

総務部長 　それは作業の進行が単純に遅れて……。

委員 　というだけなんですか。

契約課長 　最初に言えばよかったんですが、「はじめ」の最後に、「なお」書きで書いてございますが、入札・契約にかかわる改善策については、区政の透明性向上検討委員会において検討されるため、あくまでも15、16年度の清掃を含む区の契約実態と公益法人における契約実態の調査結果を報告するものという位置づけのものでございますので、よろしく願いをいたします。

委員 　わかりました。では、議論が十分できるように、皆さんの方でやった作業をご報告いただいたというふうに受けとめさせていただくことにします。

委員長 　委員の方々、他に何かございますか。他にはよろしゅうございましょうか。

それでは、今ちょっとお話が出ましたが、先ほどもお話をしましたとおり、小委員会を設置をいたしまして、専門的な立場から契約関係の事務の実態を把握していただくということで、非開示の資料なども使うということで、小委員会の方は非公開で行っていただきましたが、この小委員会の報告というのを、これは9月1日に小委員会を開催いたしましたして、非開示関係の資料等々をいろいろご検討いただきました。

これにつきまして、ご報告をお願いしたいと思いますけれども、小委員会の報告につきましては、まだ委員会の検討過程でございますので、メモ的なものは実はできているのでございますけれども、これはまだ修正されるという可

能性がございまして、メモでございまして、現在のところは、今回は傍聴者の方にはお配りはしておりません。誠に申しわけありませんが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

手元の方に、資料4という形でございまして、こちらはメモ書きという形になっておりまして、これに基づきまして、口頭でもって報告をお願いをしたいと思います。

委員 小委員会については、一つは、最終的に改善策とか提言をやっていくということが目的ですけれども、この前起きた事件、あるいはそれを含めた実態がどうなっているかということについてきちっとした検証がなされないと、ちゃんとした提言も改善策も出てこないだろうというふうなことで作業をやるべきである、そして、その作業に当たっては、契約事務改善検討委員会の方でお使いになった資料等については、原資料を委員の方に、いろいろ公開条例なんかとの関係で一般には開示できない部分も含めて、目を通して、その上で検討したいということで、小委員会の場を設け、事務局の方に資料等を全部運んでいただいて、検証させていただいたというふうな経過です。

項目的には、整理してみましたが、一つは、予定価格の設定の経過がどういうものだったのかということです。

それから2番目には、指名競争入札というのがどういう形で行われているかという実態の関係。

それから3番目には、2つの大きな目標、履行をきちんと確保する、区民にとって必要な仕事をちゃんとやっていくということと、それから、競争性を維持するという、この2つのことがどういう形で実現されているのか。

4番目には、事前事後のチェックがきちとなされているだろうかという手続面からの問題。

それから、もう一つは、避けて通ることができない問題として、働きかけの問題、外部、場合によっては内部も含めての外部ということになりますが、外部からの関与について、実態がどうだったのかというあたりに関心を持って調査をさせていただきました。

それで、まず予定価格の設定ですけれども、特に今回の事件が生じた総合庁舎の清掃業務委託にかかる予定価格の

積算に関してですけれども、これについては、予定価格がまず積算されているわけですが、清掃業務委託の予定価格については、今は建設大臣ではないんですが、一応建設大臣官房官庁営繕部監修の財団法人建築保全センター編集・発行の建築保全業務積算基準というものがあまして、人件費については、財団法人経済調査会発行の積算資料の建築保全業務技術者賃金表というものに基づいて積算が行われて、予定価格というものが積算されています。

ただ、この２つは、いずれも市販されていますので、恐らく業者の方々は対象となる仕事がどんな仕事なのかということがわかれば、参加しようとする業者の方々は容易に予定価格が推測できるような実態にあります。それで予定価格を設定しているわけですが、これらの基準は、官公庁等で一般的に用いられているわけですから、一応区としても、適正な積算になっていないとは言えない。

しかしながら、今民間の人件費等の水準が下降していたり、全体的に価格がどちらかというと右下がりの傾向にある実態を必ずしも反映をしていないというふうなことがありますし、作業実態そのものが必ずしもきちんと把握されていないので、仕様そのものが実態に合っていないというふうな問題等があったらと思うているわけです。

同様に、関連して、工事関係の予定価格の積算や物品の予定価格の積算等についても、一応の基準を設けての予定価格というものが設定されていますけれども、同様に、この厳しい状況の中で、後から述べる競争性の問題という観点から、区民の立場に立って、少しでもコストを下げるというふうな方向でも、区独自の予定価格の積算の基準ということについてはもう少し工夫する余地が十分あるのではないだろうかというふうな印象を持ちました。

それから、厳密に言うと、指名競争入札ではないけれども、法的な制約の中で、実際はそれに準じて見積もり合わせ、実態は指名競争入札みたいになっているわけですが、これについては、指名参加業者の選定基準の問題が一番重要な問題として挙げられるだろうと思います。

これについては、一応15年度、総合庁舎の清掃業務委託にかかる15年度、16年度の候補者リストを作成する

方針というのがあるわけですがけれども、その共通する点というの、区の登録業者であって、東京都の清掃業務ランクがAであるということが1つあります。もう1つは、発注額と同程度以上の官公庁実績を有すること。それから、当該業務の売上高が発注額の倍程度以上あること。同時期、同等案件との重複指名は避けることというふうなことがあるわけです。

問題は、あくまでも目黒区の受注の問題ですから、果たして東京都のランクというのをそのまま遵守するということが、これは地方分権という観点から言っても、あるいは区独自の作業をきちっとやるべきだという観点から言っても、適切なのかという問題が1つあると思いますし、それからもう1つは、官公庁の実績を条件としている。

これは、鶏が先か卵が先かみたいな話になって、履行の確保をちゃんとするためには、それなりの業者で実績を持っておかないといけないということはあるわけですがけれども、ただ、実績を最初から条件にすると、結局のところ、実績がないということになれば、新規参入というのはいかないということにもなるので、その辺のところを活性化される競争入札というふうな観点から言えば、工夫の余地が十分あるのではないだろうかと思っているわけです。

特に15年度については、さっき4つほど挙げましたけれども、その他に営業努力が認められることというふうなことが加わっていて、この営業努力は一体何だろう。名刺を一生懸命持ってきた人がそうなんだろうとか、あるいは議員さんが何かは何度も言いにいかせる人が営業努力をしたことになるんだろうかと、いろいろ妄想が膨らむ部分がありますし、判断いかんによっては、裁量の幅が出てくるようになるものですから、客観的にとらえにくいというふうな形があります。

さらに、4、50社程度をリストアップして、指名参加業者を8社に絞り込んでいるんですが、8社に絞り込んだ基準というのが必ずしも明確ではないというふうなことがありますして、要するに、リストの絞り込み、指名業者の選定ということについて、基本的に契約ラインの裁量にゆだねられているという面が見受けられて、一定の裁量の中で

仕事をしなければいい仕事ができないということはもちろんあるので、裁量そのものが否定されるべきものではないと思いますが、ただ、状況によっては、その裁量にちゃんと枠がきちっとはめられる。あるいは、それに対する検証ができるというふうにならなければならないという意味では、いろいろ問題があったのではないだろうかというふうに思っているわけです。

それから、総合庁舎清掃業務委託にかかる見積もり合わせについて、参加8社のうち6社が5,500万円から6,500万円程度で応じているんですけども、今回贈賄した日本ビルシステムが1,800万円、落札した千代田管財が1,740万円、この2社だけが極端に低い価格で落札をしています。これが一体なぜなのか、何のためにそうなるのかということについては十分検討をしなければならない課題だろうと思います。

特に現状も1,740万円で落札した千代田管財さんが、その後も引き続き業務をやっておられるという状況がありますので、この辺の状況がなぜ生まれているのかということです。そういう意味で、どうも十分議論しないといけない部分があるなというふうな印象を持っています。

その他に複数年にわたる随意契約の問題点とか、あるいは区内業者を優先とする区の方針の妥当性の問題と、いろいろ議論があるかなというふうな気はいたしました。

それから、3番目の競争性と履行の確保の問題です。この点については、一応履行の確保ということは、簡単に言えば、ちゃんとした仕事ができないといけないということですし、競争性というのは、広くいろいろな業者に参加のチャンスが与えられなければならないということになって、それによって、それぞれの業者の力量、意欲が高まっていけば、履行の確保もちゃんとされるだろうというふうな関係にもなっているわけですし、そういう意味では、競争性の維持ということとは、ある意味では根幹をなす問題だろうというふうな感じがありまして、区内業者優先の度合いが過ぎているのかなというふうな、そのことを一般的に否定しませんけれども、そういう意味で、競争性の確保という意味では、改善の余地があるのかなというふうな気がいた

しました。

4番目に、事前事後のチェックについてということですがけれども、これについては、事前事後のチェック体制は極めて不十分だったと思うんです。この点については、今回の事件が、当該契約課長の個人的な犯罪だというふうな結論づけに改善検討委員会ではなっているわけですがけれども、もちろん、証拠によってきちっと証明されなければならない問題ですので、この検討を透明性向上検討委員会であれこれ決めるべきところではありません。

しかし、常識的に考えて、上司の方々のチェックというのはどうなっていたのかということについては問題とならざるを得ないし、なぜ問題となるかということ、こういうことが起きないようにするためには、その事前事後のチェックというものが多角的になされなければなりません。組織である以上、上司からのきちとしたチェックというのは常に必要だという意味で、その責任というのは重視されなければならないだろうというふうに思っています。

それから、外部からの関与の問題ですが、これも非開示となるであろう事情聴取書などにも目を通させていただきましたけれども、その中で、いろいろ紹介していただく方をお願いをして紹介をしてもらったというふうな、そういう事実関係が推測をされるような部分があります。

ただ、例えば議員さんなら議員さんは、区民の期待にこたえて、言うべきことは言うということもあるわけですから、そういう紹介作業等が一切否定されるわけではないと思いますけれども、しかしながら、そういうものは区民のためにやっているという観点から、公明正大に行われていくということが必要なので、この部分について、大っぴらになされるということではないといけないうだろう。密かになされるというふうなことが許されてはならない。

そういう意味では、最近いろいろな自治体で、いわゆる広い意味での口きき行為　口ききというのは表現が余りよくないかもしれませんが、紹介行為等について、文書でちゃんとやってもらうとか、口頭でやってもらうときにはちゃんと記録をして、そして、紹介をしてきた方にその中身を確認して、そしてこれでいいということになったら、

本人が作成してきた書面と同じように扱って、記録を残しておくというふうなことをやる。

自分が言ったことを、おれはこんなことを言っちゃったのかと慌てて撤回する人は、どうぞ撤回してください、そのかわり参考にもしませんみたいな、なかなか生活の知恵を出しているいろいろな先進的な自治体ではやっている部分があります。

そういう意味では、外部からの関与の問題については、関与すべてが否定されるものではない。いい情報もあるかもしれないし、いい紹介もあるかもしれない。特に新規業者なんかだったら、こんないい業者が一生懸命やっているからというふうな情報は、活性化のためにも必要であるかもしれない。

しかし、それがきちっとした形でなされなければならない。不明朗な顔きかせ行為というのが行政の墮落に一番つながることですから、そういう部分についての自覚的な歯どめというふうな制度は今のところないので、それは実態を見て、そういう紹介みたいなことが散見できるということになれば、それに対する対応も必要なのかなというふうなことでございます。

小委員会では、そういう意味では、問題なしとしないみたいなの、ややわかりにくい表現で改善検討委員会の報告にあった部分は、もっと明確な形で原資料に照らしても問題点が見受けられたということで、その辺のところをきちっと踏まえた上で、提言なり改善策の検討に入るべきだというふうに、概括的にご報告すれば、以上でございます。

委員 今回、調査させていただいた中で気がついたことについて述べさせていただきます。

ここで予定価格の設定そのものについて、これはそれぞれについて根拠のある設定の仕方、これはそのとおりだと。しかしながら、この価格設定そのものが、要は、民間の実勢と合っていないような予定価格の設定が行われているというきらいがある。

さらに言うならば、この契約の実態が、一旦競争入札で決められた契約というものが2年目以降随意契約で続いていくような比率が非常に高い。こういうことを鑑みたとき



に、価格の硬直性というものが非常に問題となってくる。

国及び地方の財政が今非常に窮迫し、今後破綻する可能性もあると言われている時代に、価格そのものについても、今後引き下げるような、もしくは引き下げるという意味は、適切に引き下げていくという意味です。つまり、民間で通常行われているやり方というのは、企業の方にも合理化努力、経営努力を要請する。1年間やっていく中で言うと、なれていくわけですから、どういうふうに合理的にやっていくか、作業をやっていくか。こういうようなことを提案という形で出していただく中でコスト削減をお願いする。そして、ある一定金額が引き下がって、次の年にやっていくなれば、ある意味で随意契約というのも一つのやり方として認めてもいいと思うんです。

これが、去年とずっと同じような、前年と同じような価格帯でやっていくといったような場合には、改めて競争させていくというような、コストを引き下げるような仕組みを予定価格及び契約をやっていく中に仕組んでいくという手法がぜひ必要ではないか。これが一つ大きなポイントでございました。

さらには、先ほど指名競争というところに、区の業者を優先する。これはこれで、目黒区で行っているわけですから、非常に大きな意味を持つと思うんですが、そうだからといって、高コストのものの契約というのでは、今度は逆に、区民にとってプラスなのかという、こういう問題がございます。

その意味で、競争性という意味で言うならば、区内を例えば10社だったら8社ぐらい入れても、区外を必ず2社ぐらい入れていって競争性を入れていくようなやり方というのはぜひ導入して欲しい。

第3点目が、そういう競争をやって、予定価格の引き下げの仕組みをつくっていく中で、区としてちょっと問題点だと思ったのは、国及び公的なガイドラインに沿って予定価格の設定が行われているわけですが、それは、作業の実態とか仕様とか、こういうものをある程度把握した上で予定価格はなかなか決められていないで、ばさっと、何平米だからどうだというような決め方がされておりますので、

この辺のノウハウ、作業の実態のノウハウというのを区の方で蓄積していきながら、その仕様に合わせた予定価格の決め方というものを考えていく。

これは、一遍にやろうとしてもなかなか難しい。そうすると、先ほどの価格を引き下げのような方向性を仕組んでいく。要するに、システムの持つていくということと同時なんですけれども、これをやっていくために、予定価格の設定、そして、競争入札、契約、契約をした後はちゃんとこの仕事が履行されているかどうかの検査を行う。

履行されているかどうかの検査が行われているときに、今までは、向こうの報告書と、それに基づいた現場の点検というようなことで検査が行われていると思います。今後、調査実態として、どのくらいの作業工数がかかってどうだったかとかというような作業内容までおりて検査をしていく。

そうすると、そういう情報が蓄積されていくと、現場ごとの作業実態というものが区の方に蓄積されていく。そして、そういうことを次回の予定価格に生かしていくというような、予定価格、そして競争入札、契約、作業、そして、その検査、検査の中身を変えることによって、次の予定価格の設定に生かせるようなやり方の仕組みをつくり上げていくというのはぜひ必要だと。

これが、細かい点で言うならば、我々が調査した中で言うと、気がついた部分でございます。

あと、細かいところで幾つかあるんですけれども、それは先ほど概括報告のところでおっしゃられたことでほとんど網羅されているんじゃないかと思えますけれども、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、この小委員会のご報告につきまして、ご意見等々をいただきたいと思えますが、何かご意見あるいはご質問等々がございませんでしょうか。

あるいは先ほどの契約事務改善検討委員会の方とも、内容がもともと基本的には同じ資料を原資料として両方とも共通でございますよね。ですので、これも含めてご議論をいただきたいというふうに思います。

委員 この8月の契約事務改善検討委員会で出ているものの5ページのところの極端な低価格での入札案件についてとい

うことで、目黒区立碑小学校校舎改築等工事基本構想・基本設計委託というのがあって、山下設計なんて結構高名なところだと思いますが、ここが2,200万円を出してきているものを10万円で落札なさったんですね。

これは調査所見、落札結果は、財務上の問題点も見られないし、受注意欲も高いというふうなことから、落札者として決定したというんですけれども、はっきり言うと、こんな異常な価格というのは、何か意図するところがないければ、こんな落札をするはずがないわけですね。

例えば、よくコピーの機械なんかを1円で落札するとかいうふうなことがあったり、コンピューターを1円で納めるなんていうことがあるんですが、これなんかは、多分取る枚数が多いコピーの機械なんていうのは、お金を払ったって入れてくれた方がいいんです。紙代でもうければいいわけですから。あるいはコンピューターだったら、それを1つ中心にシステムが組まれてしまうと、それを入れてしまえば、他もそれしかだめだみたいなお話になるわけですから、次の契約を有利にするための先行投資だというふうな観点になるわけです。

そういう意味では、10万円で落札なさったところが、一体どういうつもりでやるのか。これは、ブラックジャーナリズムなんかには、よくちゃんとした会社の広告なんか載っかっているんですが、前もちょっと申し上げたかもしれませんが、大体ただで載せてあげています。そして、他のところに、こんな立派な会社も載せているからおたくもどうぞと、この会社は、何万部ぐらい出ているところではないと決して載せませんとかと、本当はほとんど出ていなかったりするわけですが、というふうな話だから、考えられると、何らかの意図があったとしか言いようがない。

要するに、目黒区の仕事競争入札でちゃんと取ったところですよって、他の営業手段として使おうとするのか。いずれにせよ、こういう異常なことはなされてはならないというふうな気はするんですけれども、その辺はどうでしょうか。他の委員の先生たち、安ければいいでしょうか。

委員 千代田管財というところが最初に落札しましたよね。それで、安いので調べてみたら、人件費等、最低の部分はク

リアしているということだったけれども、翌年上げてきているでしょう。だから、おかしいんです。1年たって、もう既に1,000万円ぐらい上げて出してくるというわけだから、その辺は、非常に意図的に、何らかのという感じはどうしてもしちゃうんです。

この場合は、これは設計は1回限りなんですか。設計すれば終わりという、そういう感じですか。

契約課長　そうです。この設計は、この後、実施設計があるんですが、この案件については、基本設計までですよ。実施設計については、随意契約でやるケースというのも今までかつてあったんですけれども、随意契約はしません。新たに実施設計はまた別にやりますということも伝えた上で、契約を行いました。

委員　現実には、ここの実施設計はどこがやったんですか。別の業者ですか。

契約課長　別の業者です。今年度、それをやっているんですが、そこではこういった経験がありまして、最低制限価格も導入した上でやった。希望をとった上でやったということです。

委員　千代田管財は、今委員もおっしゃったんですが、たしか1,740万円ぐらいで落札して、それで翌年もその値段でといたら、いや、そんなのはできないというふうにごねられて、それで、できないんだったらもう入札にしましょうということで、では、おたくは指名業者から外れますよと言ったら、またごねられて、結局、それで1,000万円ぐらい乗っけて、今もやっておられるという形になって、非常に不明朗なことが行われていますよね。

だから、これなんかは、低価格入札が、多分1回入れば随意契約で次をとれる。そのときにごねて金額を上げてもらえばいいというふうな話になるので、極めて不明朗なものにつながっていく。

たまたま10万円でやった人は、なぜやったかというのと、基本設計をやって、基本設計をやった人が実施設計をやった方がスムーズにいくに決まっています。庁舎でも、何かマニュアルができていないから、仕様ができていないから、仕様がないから前の業者にやらせたなんてことがあったぐらいですから、基本設計ができていれば、実施設計はやり

やすいに決まっているので、それを多分期待しておられたのかと。

ところが、こういう事件があったものだから、区の方も改善策を講じて、随意契約でもやらなかったというふうなことでとれなかった。これは前の話ですか。

契 約 課 長 契約する段階から、当初からこれは15年の段階から、実施設計については別ですよということで、この業者については、区内でぜひ学校という形で成果物をつくりたいという意欲が相当強かった。

委 員 実績づくりということになるのかな。

契 約 課 長 学校に対しての思いがあったんでということもおっしゃっていました。

委 員 非常に不公正な競争ですよ。こういう低価格での落札というのは……。こういうことをやると、きっとただ働きさせまよすね。立派な人でただ働きさせなかったかもしれないけれども、事務所を挙げてとったんだから、残業手当なんてふざけるなというふうな話になったり、事務所の一大事業におまえは協力できないのかなんて、パートやアルバイトの人に給料を払わなかったのかもしれませんが、そういうことも考えられるので、低価格の分については、役所にただメリットがあるかどうかではなくて、度外れた低価格については、基準を決めた方がいいのかな、基本的な姿勢を決めた方がいいのかなという気はします。

というのは、千代田管財のとき、委員もご指摘なさったように、最低賃金制をクリアしているということで、労働者保護は最低限守られているということで契約されたということだったと思いますが、そういうふうにいるいるそこで働く人たちの生活の問題とか、雇用の確保の問題とか、そういうことにも区は当然意を用いるべきなので、そういう意味では、こういう形というのは絶対変なことが起きるに決まっているわけです。だから、ここはきちりやった方がいいのかなという気はするんです。

これは、区からすると、安かったし、ちゃんと仕事はしそうだし、意欲もあるから、10万円だからといって変な仕事はしないだろう、では、いいかなと、こういうことだったんでしょうか。

契約課長　そうですね。それと、低入札の最低制限価格を入れるところでは、請負契約については自治法上もいいよと、ただ、設計のような委任契約に関しては、これは見解が分かれていたというところで、なかなかそれをもってすぐという形はとれませんでした。

委員　ただ、10万円というのは、一般常識から言っても異常ですよ。10万円で給料が払えるのかということにもなるでしょうし、そういうところは常識が外れているというところは考慮に入らなかったんでしょうか。

契約課長　もちろん、それを契約するに当たっては、いろいろな角度から検討もいたしましたし、一般的にはあり得ない数字ということでの検討もさまざまな形で行ったんですが、最終的にこれでやる、やれるということが業者側からも申し出もあったし、次回の実設計ももう1度やり直すということも伝えた上で、どうしてもこれでぜひやりたいということでしたので、契約に至ったということです。

委員　そこが、区民の感情と大きくかけ離れているところじゃないかと思われるんです。これは予定価格は非公開ですからわからないわけですが、一番高い札を入れているところと、200倍ぐらいの差があるわけですから、普通おかしいというのはわかるわけで、それを区としてオーケーしてしまうところからして、既に何か間違っているんじゃないかというふうに思われます。

先ほどからご指摘のように、低価格で入れるということは、次年度以降の仕事を期待しているというのは容易に想像されるわけで、他の地方公共団体の形でも、基本構想あり、基本設計、その次に実施設計があるわけですから、次もやりたいということは明々白々ではないかと思われます。

それから、ついででありますので、二、三気がついたところで、落札率の状況というところで、97%から98%の間に集中している。これは、素人にとって見ると、驚くべき状況でありまして、なぜこんなに正確に予定価格をぴったり当てると。これは、事前にいろいろ単価表とかが公表されているというようなこともあるというお話ですので、こういうことになるのかもしれませんけれども、これも指名競争入札をやっているというような制度自体を骨

抜きにしているような気がします。

何でこうなっているのかということが素人が読んでもよくわからないわけです。必ずしも競争性が確保されているとは言いがたいというコメントがついていますが、なぜこういう状況になっているのか。一般の人が考えてみると、談合をやっているか、あるいは予定価格がどこかで漏れているのか。

委員 予定価格は公表されております。

委員 予定価格は出ているんですけども、それに合わせて談合をやっているのかというような形が想像されるわけです。

あと1つ、小委員会のご報告の中で、口ききの話がありましたけれども、口ききなんていうのは、余り言葉はよろしくないかもしれませんが、政治家の先生あるいは区の公務員のOBの方々、いろいろな方が役所に来られるというのもよく承知しております。

これが意外に大きい力を持つときがあるんです。特に有力な議員の先生が、これは頼むよとおっしゃってきたことを担当の区の職員の方が、そんなのはおかしいですよということでぴしゃっと断れるかということは現実問題としてはなかなか難しいわけでありまして。

先ほどちょっとありましたけれども、では、だれが何を言ったかということを確認に書面にして残す。これは解決策の1つではあると思うんです。確かにいろいろな情報が議員の方あるいはOBの方あるいは関係業者の方、関係者の方からもたらされているのは、これは役所にとっても有益なことはあります。

ただ、反面、非常に競争性をないがしろにしたりとか、システムを骨抜きにしてしまうということもあり、その最たる形が汚職事件というような形につながっていくわけで、この辺も区として一度きっちりどうやってやったらいいのかということを検討されたらよろしいんじゃないかと思えます。

委員長 これは、外部からの関与の問題等々も、これも後々こちらとしても、この委員会のこれからの検討課題、最終的な提言に向けての検討課題という形になるだろうと思えます。これがどういう制度化をするのかというのは確かにある。

制度的な問題というのは非常に大変で、確かに先ほど委員がおっしゃったとおり、中央省庁なんかの場合は、大体全部徹底的にメモを残す。電話も全部メモを残すというのが、大蔵、通産なんかは大体そうみたいです。電話に至るまで残すという形で、書面というのは一つのやり方でしょうけれども、他に何かございますでしょうか。

委員 ついでということで、この間小委員会のところで調査しているときにお話を伺って、こんなものかなという話をしていたのが、この区役所の総合清掃ということで言うと、ここは8フロアある。そうすると、1フロアを大体1日1人が何とかやれるとすると、ここを1日かけてやるとすると、8人必要だと。時間単価1,000円としたら、8,000円の8倍で6万4,000円が少なくとも人件費。250日やったら、これだけで1,500万円いっちゃう。1,700万円というのと、洗剤やいろいろなものを考えたときに、どうやったって穴があくよねと。ということは、これは最低賃金云々というけれども、多分1,000円はとれないね。600円かな、700円かなと、こういう議論をしていたわけなんです。

そのときに、これは作業工数はどのくらいという話をさせていただいたときに、ガイドラインの中で言うと、何平米だったら何人とか、こういうふうになっているんですけども、これはなかなか一般的にはぴんときないんです。

それで、例えば物流倉庫なんかでいろいろコストの検証をするときには、1カ月何人工、何人で何時間かける、単価幾らだから幾らというような計算をやるわけです。この区の中においても、各作業について、今は契約は請負で、これを一体として幾らというふうになっていますけれども、データとして区の方としては、これは作業工数はどのくらいだと。

作業工数はこのくらいに対して幾らというふうな、単価は幾らだからこのくらいはというような、その作業工数をどのように合理化して、節減していくか。こういう視点を持っていただくために、そういう工数管理的な概念を区の方でも身につけてほしいなというのを小委員会の中で言うと申し上げたんです。



確かに1,700万円ちょっとだと、多分確かに穴が出ます。1時間単価1,000円ではやれなくて、5,600円で雇わないと、何ともやりようがなかったんじゃないかなという気がいたします。2,800万円というのと、大体この辺はいい線かなと。

とすると、5,000万円の予定単価そのものが一体どうだったのかという問題にぶち当たるわけです。この5,000万円という予定単価そのものは、ある意味では公的な公共投資やいろいろなことの国の政策の中で決められている単価ですので、その意味で言うと、保護政策がある程度入っているわけです。

ですから、保護政策が入っているところで単価というのは決まっていますから、どうしても右肩上がりのものがこういうガイドラインが出てくる。現実には、バブルの崩壊後は右肩下がりというところで、どんどん乖離は出てきているという部分は否めないんじゃないかというふうに思っております。

委員 ついでにということですが、工数管理の考え方というのは、実は業者に仕事をさせるときだけではなくて、役所内部で仕事をなさるときも、本当は全部考えないといけない。そうすると、役所でやらないといけないことは、これもあった、これもあったと、そして、これをやるためには、このくらい人間がどうしても必要だという考え方でないと、行政改革なんていうものも形式的に終わってしまう。

大体過去の形式的な行政改革のやり方は、総定員法みたいなもので、全部一緒くたにしてだんだん減らしていくみたいな形になっているので、本当は10分の1に減らしていいところも、2割ぐらい減るぐらいで、8人でやっていて、実は7人の人がそこでは遊んでいて、しかし、実は病院なんかで本当は増やさないといけないところも、総定員法で減らされているなんていうのが国の大体愚かな行政改革であったわけです。

区なんかでやる場合に、同じような行政改革であってはならない。そのためには、今委員がおっしゃった工数管理的な考え方ですね。一体その仕事をするのにどれだけの人間がどれだけの作業をするのかというふうなことというの

は、これは民間あるいは役所、官公庁を問わず、意識しておかないと、適切な行政改革につながっていかない。したがって、業者に対する適正な発注にもつながっていかないという、実は、非常に中核的な部分になっていくだろうというふうには思いました。

委員 これは、国の建築保全業務積算基準ですか、こういうものを区独自で判断してコストを下げるということのは、事実上難しいんでしょうか。

オブザーバー 単価については、これは経済調査会とかで、全国的に労務単価を調査して作成しているものなんです。それを区独自で調査をかけてできるかということ、それは現実には非常に厳しいところがあります。

積算基準の中でも、人工の算定方法等があるんですけども、これも先ほどわかりにくいというお話があったんですが、いろいろな施設を調査をかけて、それでそこにかかっている標準的な人工を算定して、合成単価のようになっているんですけども、そういった調査のもとにできているものですので、例えば区が所有している施設だけの調査をして、それが標準だというふうなところに言い切るのはちょっと難しいかなという気がします。

委員 そうすると、事実上コスト削減をやるというのはかなり難しい作業なんですね。

オブザーバー 先ほど委員の方からお話がありましたけれども、契約をして検査をしていく中で、工数を把握して、それを次の予定価格に見直していく。そういった積み上げの作業をしていかないと、一気にどんと切りかえるというところは難しいかなというふうに思います。

委員 例えば、これは採用できるのかどうかよくわかりませんが、例えばこの清掃ということ考えたときに、今何人でどれだけというような契約はしていないわけです。これ一体として清掃を行うから幾らなんです。そうすると、このくらいかかるだろうと。

例えば現実には、これだけのメンバーでここを清掃をやりますというようなものを向こうから提出を受けて、そして、入ってくるときには、必ず入退所で、サインを毎日毎日とらせていくということで、一体何人がどういうふうに動い

たかとか、こういうもののデータ蓄積を行っていった、結果的にはどのくらいかかっているかというようなとらえ方というのはあるんです。

10人で本来はやれると言ったところを7人ぐらいでばっと来て効率的にやるところだって、ひょっとするとあるかもしれません。そこをもう少し機械化をやって、もっとてきぱきやるところもあるかもしれない。その辺のところについては、ここが基準だと、すぱっというのは、何もデータ蓄積がない段階では言いにくい部分があるんです。

委員 そうすると、余計に次の年度で随意契約をするというのは間違いですね。

委員 ですから、逆に言うと、そういう蓄積ができるような検査体制というものを構築していく必要があるわけです。

作業報告書的なものとしての入退所のチェックシートを例えば守衛さんのところの入り口に置いておいて、業者ごとにちゃんとやってもらうとか、という、登録したメンバーに対してこうやってやっていくと、今日は6人しか入っていないんだとか、今日は9人だとか、こういうもののデータも……。

それが、実務的にすぐできますよと言えるのかどうか、ちょっとわかりませんが、いろいろな工夫の余地はあるんです。

例えば、物流センターなんかでは、必ず下請け業者なんかを何社かやっている場合には、あしたの作業人工はこのくらいだから、このくらいでできるはずだと。そして、それに対して、業者に対して何人と。そうすると、何人来たかどうかについては、必ず朝点検しないと、逆に言うと、終わらないかもしれませんから、そういう点検を必ずやるんです。その上で幾ら払っていくというような契約事をしていくわけです。

先ほども申し上げましたように、工数管理がないところには、なかなか合理化という概念が残念ながら入ってこないんです。

委員 だから、随意契約は間違いだなということをおっしゃって、一般論としてはそのとおりなので、ただ、いろいろ作業をちゃんと覚えるとか、いろいろな意味でちゃんとした

仕事をする上で、1回ちゃんと決まったのが、次は随意契約ということがあっていいと思うんですが、その場合に、さっき委員がおっしゃったように、価格の硬直化というのはどうやって起きるかということ、例えば2,800万円で受けました。次もここだから、また2,800万円ですと。

しかし、1年やったら、人間はだれでも作業手順に熟練するし、工夫もするわけですから、会社もそうなので、したがって、随意契約でやる場合には、少なくとも毎年5%ずつとか10%ずつはコストが下がる。それができないところは、随意契約をやめて、また競争入札にかける。

そういう価格が硬直化せずに弾力性を持って、しかも、区民や区政にとって有利な方向で力学的に働いていくようなシステムを埋め込んでいくというふうなことを一般論として、公務員の倫理が大事だとかいうことを言っているわけですがけれども、これは政党なんかでも、足腰が弱いとか、どこかに依存しているから全党一丸となって頑張ろうということだけを言っていたところはなくなるわけです。

具体的に何をすることなのかということなので、公務員の倫理が大切なのは、大昔からずっと言っていて当たり前のことだし、ただ、その大切さを本当に教育するという作業はしないといけないけれども、システムの問題として、力学的にはそういうふうに働く方向にシステムをまたつくっていかないと難しい。先生がおっしゃったとおりだと思うんです。随意契約のあり方というのは、一つの大きなポイントになるというふうに思います。

委員 ちょっと卑近な話だけれども、この千代田ビル管財が1,000万円アップした。それで、半年過ぎているわけでしょう。これはどうなんですか。去年の清掃の部分と、1,000万円上げて今やっている仕事の質。

委員 長 例えばこういうサービスの質というもののチェックというのはどういうふうにやっておられるか。

契約課長 今回のケースであれば、清掃であれば、庁舎管理課が具体的なチェックは行います。

工事の場合であれば、専門の検査員がいて行っていくわけなんです、委託の場合はそれぞれが分かれていますので、所管するところが行っています。

委員 清掃なんかは、市民代表みたいな人を入れてチェックを手伝ってもらおうといいかもしれませんね。

オブザーバー 作業のチェックについては、一応去年と今年では、清掃の仕様書を変えていますので、清掃回数の増とか、そういったところはやっています。それからあと、実際の履行状況の確認なんですけれども、去年は、一応日々の日報という形で書類が出されて、それを担当者がチェックするという体制だったんです。

今年については、少しその仕様を見直しまして、毎月1回ビルクリーニング士と私どもの担当者が別館でそれぞれ業務内容のチェックをして、それを5段階で一応評価をして、次の月の作業には指摘箇所をきちんと反映してもらって、そんな形に去年から今年にかけては改善しています。

オブザーバー 去年と今年で、契約するときの仕様を変えたんですか。

オブザーバー 回数の見直しは行っています。

オブザーバー そうすると、前回やった内容と違う仕様を出して随意契約をしようとしたわけですか。そうしたら、当然上がってくるという理屈になる。千代田ビル管財について言うと、去年やりました、来年の契約の内容は仕様が変わりますよと。そうしたら、当然価格は違ってくるわけですが、そういう意味ではないんですよね。

オブザーバー そういう意味ではないです。

委員 委員がおっしゃったのは、もっとざっくりばらんな話で、1,740万円で行っていたときと、1,000万円ふえたときと、どうなんですかと。

オブザーバー 今お話ししたのは、現実の業務の話ということです。

委員 去年はふき方が悪かったけれども、今年はまあまあよくなったとか、こういう具体的な事例があるんですかという質問ですよ。

委員 トイレにしても、廊下にしても、区民の方が来て、去年はほこりが結構あったんだけど、ことしは大分一掃されているとか、逆かもしれないでしょう。値段を上げたけれども、意外とそれほどでもないということも....。

オブザーバー 先ほどのお話として、実際に予定価格があった。それで、落札している。それで現実には回っているという前提で、そこを検証していて、予定価格に反映する。すごくよくわ

かる理屈なんですけれども、なかなかそれを追いかけていくというの、こちらの方にも、ノウハウの蓄積をするための手段が一つ必要になってくるわけですよ。

契約とかいろいろの部分について言うと、どうやっても人事異動の関係では短い方がいい。だから、3年ぐらいで回せばいい。3年ではなかなか難しいというのは、正直多分あるんだろうと思うんです。

多分民間だと、仮に長くいたにしても、事後チェックをかけていくシステムがあるので、そこを防いでいくということだろうと思うんです。その辺のセットで考えていかないと難しいんじゃないかと思います。

委員 当然民間で言うならば、契約の仕方そのものが一括契約みたいな、これを全部をやって幾らというようなやり方ではなくて、当然そのときには前提としては、何人でどのくらいの作業時間でこういうふうにするからと、逆に言うと、向こうも積算しているわけです。そうすると、そこに何人工という作業工数が前提としてあるわけです。

予定価格を決めるときには、それはあるわけです。ただし、その何人工の工数そのものが、作業時間が実績としてはあとは何もっていませんから、こちら側にはないわけです。相手方には多分あると思います。それでなきゃ、給料が払えませんから。

ということの中で、では、要するに作業工数をどういう形でこちらの方へデータとして入れ込んでいくかといったときに、向こうから給料の明細までとれるのか、それとも作業工数を報告をさせるのか、それともやり方としては、守衛さんのところで出退勤という形でやるのか、それはいろいろいなやり方は出てくると思うんです。

そういう作業工数的な概念というのがないと、コスト削減というところへ結びついていきませんよという話です。

委員 役所は、コンプライアンスの維持はすごく大事なことで、そのコンプライアンスの1つは、労働者保護をちゃんとやっている。労働基準法なんかをちゃんと守っている。残業手当もちゃんと払っている、休日出勤もちゃんと払っているということが必要なことですよ。

ただ、契約でやっている以上、どこまで役所が手を突っ

込めるかという問題は確かにあるんです。その労働者保護の問題と仕事の質がすごく関連するとすると、本当は契約の段階で、おたくの労働者のだれかに勤務実態についてぼっと聞くことがありますよという契約条件が何かに入れておいて、合意の上での契約にしておいて、適当なときにちゃんと残業代を払っているかとか、そういうふうなことを調べてみて、コンプライアンスを守っている業者かどうかを確認するというふうなことも本当はあってもいいかもしれないですね。

相手の会社に余り手を突っ込み過ぎるのもいかなものかということになるので、その辺はどうですか。そこまでは難しいですかね。

委員 契約の仕方そのものの問題なんだけれども、作業報告書を毎月1回持ってきて、セットして請求書を出させるんです。そうすると、大体何人工というのはその段階で見えてくるわけです。契約そのものがこういう作業工数でやっていく場合には、作業工数はこれだけで我々はやりますよという積算で契約をしている。

それを向こうはその1年間は合理化をいろいろ図っていく中で、作業工数が省略化できる。こちらからは、検査員が、うちのレベルに合っていると。それはそれでいいわけです。だけれども、そういう形で、結局作業報告書そのものを向こうからとって行って請求書をセットにするという考え方もあるわけです。給与台帳までは見られないです。

委員 だから、その辺は相手方が当然つくっているようなものを利用してやるというやり方はあるし、こちら側が全部1から10までやるとすると、これは大変なことです。その辺の工夫の仕方、契約の仕方というのは考えていいんじゃないかということをごここで述べさせていただいたわけです。

委員 長 これは、分割発注の話があったじゃないですか。あれの評価というのはどうなんでしょうか。

委員 一般的に大きな場所を3つに分けたら、これは効率は悪くなります。これは、正直言うと、政策的配慮としか読みようがないんです。一体でやるのが効率的です。だから、何ゆえ分けられたかということについては、どういう手続で行われたかというのが、この中で言うと、決定が明確な

形のラインで行われていない。非常に政策的配慮が働いているなというふうに思われるんですけども、本来だったら、一体でやるのが、効率化ということと言うならば……。

だって、Aさんが、例えばカメさんになるか、それともウサギさんになるかといったときに、ここだけやって、あとはたばこを吸っているよりは、だっとやらせる方が効率的なわけですから。

今日は、余分な話で恐縮なんですけれども、物流倉庫なんかの合理化を行うときに、その作業実態を調査していきますと、例えば、受け入れだけを契約しているところと、出荷だけを契約しているところがもしあったとすると、受け入れのところで忙しくやっているところは、出荷をするところの部隊はたばこを吸っているんです。今度は出荷のときになったら、受け入れ部隊はたばこを吸っています。

これを受け入れと出荷を合理的に回しながらやっていったら、コストなんていうのは何割も下がるんです。こういうことで、例えば物流というものについてはコストの削減の宝庫だとよく言われているんですけども、こういう作業で行っているところというのは、そういうことが目につかないところでいろいろ出る。

今の話で言うと、作業を分けるというのは、それは効率が極めて悪い。こちらでやっているときには、こっちの人はたばこを吸っている。こういうことは当然起こります。

委員長 だから、これももう少し引用していったって、例えば区なんかだと、施設ごとに全部契約が別になりますよね。それは、例えば同じところに契約がいかないようにするとか、競争の公平性、公正性を保つ。ところが、例えば地域みたいなところ、全体として包括での方が安くなるかもしれない。

委員 ですから、その辺のところを言うと、今度はもう1つは、業者の育成とか、こういう一方の政策的な配慮もありますでしょう。バランスの問題なんですよね。一定のルールの中で行われている以上は、そのルールはある程度第三者の目から見て妥当だというルールであるならば、それはいいんです。

ところが、そのルールが、知らないうちに、勝手なところでぶった切られるというのが、これが一番いかんと言っ



ているわけです。その現象がちょっと起きているので、これは問題じゃないですかというのが、この改善委員会の中でも出ていることだと思ふんです。

委員 長 他に何かご意見は... ..。よろしゅうございますか。

それでは、小委員会の報告の方は終了させていただきたいと思っております。

では、事務局の方から、次回の日程等々につきましてお願いいたします。

行革推進課長 次回は、10月4日の月曜日、午後6時から8時ぐらいを目途に、ここの教育委員会室でお願いいたします。

委員 長 それでは、活発なご意見、非常にありがとうございました。いつもより早うございますけれども、これにて閉じさせていただきます。

(午後8時30分 閉会)